

1 教 職 員

(1) 教職員数（臨時的任用の教職員を含む。）

ア 小中学校

（平成 22 年 5 月 1 日現在）（単位：人）

区 分	校長・教諭等	事務・栄養職員	計
小 学 校	7,655	533	8,188
中 学 校	4,711	258	4,969
計	12,366	791	13,157

イ 特別支援（盲・ろう・養護）学校

（平成 22 年 5 月 1 日現在）（単位：人）

校長・教諭等 （実習助手含む）	寄宿舍 指導員	事務・栄養職員	技能労務職員	計
1,371	220	62	95	1,748

(2) 教職員人事

ア 平成 23 年度義務教育関係諸学校教育職員等人事異動方針

教育職員等の人事異動については、学校教育の充実発展を図るため、全県的な教育水準の向上を期し、各校の教育が清新ではつらつとしたものとなるよう推進する。その際、地域の実情を勘案して、学校長、市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）及び県教育委員会の三者（以下、「三者」という。）の協力によって、計画的に行うとともに、重要な事項については、将来的な展望に立って推進する。

（ア）教職員の異動について

①校長・教頭の異動について

- a 市町村の実情を勘案して、全県的立場に立って行う。
- b 市街地・平坦地・山間地相互間、郡市相互間及び学校種別間の異動に努める。
- c 学校規模や学校所在地、在任期間にとらわれることなく、適材を適所に配置する。
- d 原則として当該市町村内に居住し、地域の教育に打ち込めるよう配慮する。
- e 新たな校長・教頭の任用は、将来的展望を踏まえ、市町村教育委員会の内申を得て、校長・教頭としての適性を有する者の中から、全県的立場に立って行う。

その際、山間地・遠隔地及び特別支援学校等における幅広い教育経験を

考慮する。

②一般教育職員の異動について

a 学校種や学校規模の異なる教育経験を積むような異動に努め、適材を適所に配置する。

b 同一地域内のみでの異動は避け、ブロックを越えた広範囲の異動に努める。

なお、その際別居生活への不安を軽減することについても配慮する。

c 市街地・平坦地・山間地相互間の人事異動を積極的に推進する。

d 中学校における免許外教科担当教員の数を少なくするよう、三者の協力によってその実現を図る。

e 一校における長期在職者の異動については、学校・地域の実情や保護者の要望等を総合的に勘案し、適正に対応する。

f 特別支援学校へ平成 20 年度以降配置された新規採用者の二期目の異動に際しては、特別支援学校への異動とする。

ただし、三期目の異動に際しては、異校種経験を重視する立場から小中学校への異動を原則とする。

g 栄養教諭の異動については、当面、学校・地域等の実情を踏まえ、適材を適所に配置する。

③事務職員・学校栄養職員の異動について

学校・地域等の実情を踏まえ、適材を適所に配置するよう異動を行う。

(イ) 中学校・高等学校間の人事交流について

中学校（特別支援学校を含む）・高等学校間の人事交流については、「県立高等学校教員と公立中学校教員との人事交流に関する基本要綱」に基づき、その促進を図る。

(ウ) 新規採用について

教育職員については、県教育委員会の行う採用選考を経た者の中から、また、事務職員・学校栄養職員については、県人事委員会の行う採用試験による採用候補者名簿記載者の中から、それぞれ学校の希望条件に適合する者を推薦し、当該市町村教育委員会の内申をまって採用する。

なお、推薦は、将来的な見通しを踏まえて行う。

イ 山間地及び特別支援学校における教育強化のための教育職員等人事対策について

山間地及び特別支援学校における教育強化のための教育職員等の人事については、学校長、市町村教育委員会及び県教育委員会の三者が緊密に協力し、全県の立場に立って、これが実質的に強化されるよう、次により行う。

(ア) 教育職員等は、その在職期間中、必ず山間地又は特別支援学校の経験を積むものとする。

a 特に山間地の中堅教員確保について、学校長は、市町村及び県の教育委員会と緊密な連絡のもとに努力し、市街地・平坦地の勤務者が進んで山間地へ赴くよう指導する。その際、必要に応じて県教育委員会は積極的な指導助言を行うものとする。

b 市街地・平坦地へ配置された新規採用者の異動に際しては、山間地への異動を原則とする。

c 特別支援学校への異動に際しては、特別支援学校教諭免許状（又は盲学校・聾学校・養護学校教諭免許状）を有していることが望ましい。

(イ) 上記により難しい場合は、学校長、市町村教育委員会及び県教育委員会が協議して決定する。

ウ 平成 23 年度県立高等学校教員と公立中学校教員との人事交流に関する基本要綱について

(ア) 趣 旨

この要綱は、教員に中・高一貫の教育実践を期待し、専門職としての経験領域を広め、本県中等教育の充実と発展に寄与することを目的として、県立高等学校に所属する教員（以下「高等学校教員」という。）と公立中学校（特別支援学校を含む。）に所属する教員（以下「中学校教員」という。）との間においてお互いに交流するために必要な事項を定めるものとする。

(イ) 交流の方法

市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）の協力を得て、高等学校教員を中学校教員に、中学校教員を高等学校教員にそれぞれ選考により採用する。

(ウ) 交流の期間

期間は、おおむね3年間とする。

(エ) 交流対象者

対象者は、必要な教員免許状を所有し、教職経験豊かな者のうち、学校長及び市町村教育委員会から推薦に基づき、県教育委員会が適当と認める者とする。

(オ) 給与上の取扱い

給料表の適用を異にして異動した場合の取扱いに準じて計算し、決定するものとする。

(カ) その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

エ 異動の状況〔平成23年4月1日付(退職者は平成23年3月31日付)〕

区分	小学校				中学校			
	校長	教頭	教諭	計	校長	教頭	教諭	計
新任	74	63	115	252	27	43	96	166
退職	73	3	130	206	31	3	56	90
転任	60	76	1,160	1,296	26	31	656	713
計	207	142	1,405	1,754	84	77	808	969

(単位：人)

区分	特別支援(盲・ろう・養護)学校				計			
	校長	教頭	教諭	計	校長	教頭	教諭	計
新任	3	5	25	33	104	111	236	451
退職	1	0	16	17	105	6	202	313
転任	3	3	179	185	89	110	1,995	2,194
計	7	8	220	235	298	227	2,433	2,958

(注) 教諭には養護教諭・栄養教諭を含む。国立附属学校を除く。